

港南緑地護岸修繕工事

発注説明書

碧南市建設部土木港湾課

下記工事において、現場説明書にかえ、発注説明書を提示する。

- 1 工事名 港南緑地護岸修繕工事
- 2 工事場所 碧南市港南町地内
- 3 工事契約 碧南市契約規則による。
- 4 配布図書
 - (1) 設計図面 10枚 ダウンロードとする。
 - (2) 設計書（特記事項、数量計算書含む） ダウンロードとする。
- 5 工期 令和4年2月2日から令和4年8月31日まで
- 6 質疑回答
 - (1) 質疑のある場合は、書面もしくはメールにより提出すること。
質疑のない場合は、提出の必要なし。
 - (2) 質疑書はA4判とし、様式は任意とする。また、宛先は碧南市長とし、通し番号をつけ、会社名及び記入者を明確にすること。
 - (3) 質疑書の提出・回答は以下のとおりとする。
 - ア 質疑書 提出日時：令和4年1月11日（火）午前9時から
令和4年1月12日（水）午後5時まで
提出方法：碧南市総務部資産活用課へ電子メールまたは直接持参して提出すること。
注意事項：直接持参の場合、正午から午後1時の間は受付をしない。
 - イ 回答書 閲覧日時：令和4年1月17日（月）
閲覧場所：市庁舎内総務部資産活用課の指定場所にて閲覧すること。
- 7 工事金支払条件
 - (1) 本契約における令和3年度末までの出来高予定額は、金2,500,000円とする。
 - (2) 本契約における令和3年度末までの支払限度額は、金2,200,000円とし、残額の支払は翌年度とする。
 - (3) 本契約における令和3年度の前払金の支払限度額は、金1,000,000円とする。
 - (4) 本契約における令和3年度の前項の前払金に追加できる中間前払金の支払限度額は、金500,000円とする。
 - (5) 本契約における令和4年度の前払金の支払限度額は、金6,300,000円とする。
 - (6) 本契約における令和4年度の前項の前払金に追加できる中間前払金の支払限度額は、金3,100,000円とする。
- 8 官公庁その他への手続き
 - (1) 工事施工上に必要な諸手続き等は一切請負業者において行い、その費用を負担する

こと。

- (2) 着手前に既設状況を確認し、破損等における損害を与えた場合は、請負業者にて復旧し、その費用を負担すること。

9 工事に対する厳守事項

- (1) 各工事に伴い関係法令を厳守するとともに、各種安全対策を十分に行い、工事を施工すること。
- (2) 工事に先立ち仮設計画を行い、構内の安全に十分留意し工事の施工を行うこと。
- (3) 資材等の搬入については、監督員と十分な協議のうえ緑地利用者の安全及び、構内の安全に配慮した搬入路を確保し安全施設を確保すること。
- (4) 工程については、綿密に調整を行うこと。
- (5) 工事の進捗や、品質管理に必要な材料承認及び施工計画書等は書面にて事前に提出し、監督員の承認を得た後に施工すること。

10 第三者の損害防止

- (1) 工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については請負者において一切を処理、解決し、その費用を負担すること。
- (2) 工事中は付近の構造物、道路、地下埋設物等に損害を与えないよう万全の処置をなし、また騒音、振動等に際しては公害防止条例その他の法律、規程に従い十分な養生及び防止策をすること。
- (3) 万一第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に紛議を生じた場合は、請負者において処理解決し、その費用を負担すること。

11 緑地における管理委託等との調整及び協調

管理委託等の作業ヤードの確保については、関連工事業者間で調整し、監督員と協議の上、速やかに協力すること。

また、管理委託等の作業内容を十分に理解し、事業として全体工程調整及び協調をはかること。

12 工事状況等の案内板等の設置

現状の工事状況を（毎日、毎週、月間等）案内板に表示し、また、工事の予告をするなどして、工事に対する緑地利用者の理解を得るよう努めること。

13 その他

疑義のある場合は協議による。